



## 監督署の窓

### 自転車事故による 通勤災害や業務災害

自転車は子供からお年寄りまで多くの方が、日常生活の移動手段や通勤・通学として利用する手軽な乗り物です。しかし、自転車による歩行者の死亡事故など重大なケガを負った被害者が経済的な補填を受け取れるように、自転車の運転者に対して高額な損害賠償を命じる判決も出ています。

そのため近年、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付ける自治体が増えてきているように、労災でも自転車事故による通勤災害や業務災害の労災請求が少なくはありません。相手がある第三者行為災害の事故では、ケガを負った人が労災請求している場合は、その人が、どんなに過失割合が高くても労災の給付はされませんが、事故の相手である加害者に過失が少しでもあれば、加害者側には過失相当額を求償していく可能性があります。治療費だけでなく、休業の補

償費や後遺症が残れば障害の補償費など、けがの度合いにおいては多額の請求となる可能性があります。次に自転車事故における過失割合ですが、歩行者との事故の場合、そもそも歩行者の進行を妨げることとなる場合は一時停止することとされていることから、歩道上で歩行者との接触事故を起こすと、多くは自転車の100%過失となります。

過去には、労災事故で歩道を歩いていた歩行者が急に向きを変えたため自転車避けきれず歩行者にぶつかり歩行者がとも大きなケガを負った事故がありました。この時も自転車の100%

過失で取り扱われました。最近では、歩行者に対してベルを鳴らしてはいけないなど、歩行者優先の対応をする人が増えてきた気がしますが、まだ歩道で歩行者の近くを自転車勢よく走っている人を見かけます。いつ、加害者側になるかもしれない。最近では、自転車保険に加入していることが多くなっていますが、無保険でケガを負わせると加害者へ直接求償していくことになりません。

日頃から自転車保険などに加入しておくことで安心です。

話は変わりますが、2023年7月1日に電動キックボードに関して改正道交法により、20km/h以下16歳以上であれば免許不要で乗ることができるようになり、さらに6km/h以下であれば自転車通行可の歩道も乗ることが出来るようになり



また、名古屋市内では、電動キックボードを運転している人をそれほど見かけませんが、歩行者との事故を起こせば自転車よりも大きなケガを負わせる可能性があります。

自賠償保険だけではなく任意保険にも入っておくと安心と思われま

ました。それでも、ナンバープレートと自賠償保険は義務となっています。また、名古屋市内では、電動キックボードを運転している人をそれほど見かけませんが、歩行者との事故を起こせば自転車よりも大きなケガを負わせる可能性があります。

イラスト・木村武司